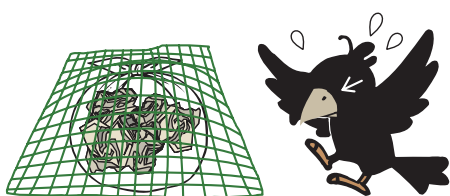


ご協力ください!

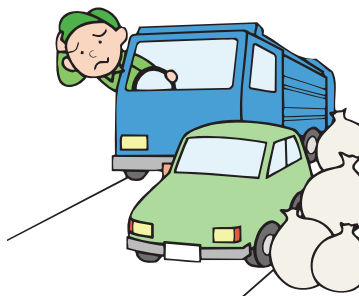
カラス対策をしましょう



生ごみを出すときは新聞紙で包むなど、外から見えないようにしたうえで、ネットをかぶせましょう。

ネット以外をご使用されると、フタの開閉、ごみの有無の確認等に時間を要するとともに破損の恐れもありますので、ご使用は控えてください。

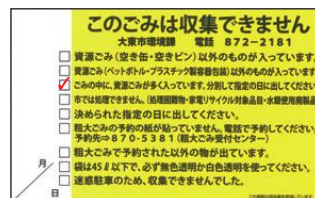
迷惑駐車をなくしましょう



車を停めていると、ごみを確認・収集できない場合があります。迷惑駐車はやめましょう。

また、植木や自転車等が道路上に飛び出していると、通行ができませんので、適正な管理をお願いいたします。

収集できないごみに貼る「啓発シール」



「収集曜日ではない」「分別できていない」「粗大ごみの予約をされていない」など、収集できないごみが出ている場合は、啓発シールを貼ってごみを残します。

シールのチェックされている箇所を確認し、正しくごみを出しましょう。

ごみの不法投棄・焼却行為(野焼き等)は法律により禁止されています!

粗大ごみなどの「不法投棄」が増えています。

また、定められたごみ出し場所以外にごみを捨てる行為や指定日以外の日に粗大ごみなどを出す行為も「不法投棄」となります。

加えて、家庭や事業所などから出るごみを屋外、屋内に限らずそのまま燃やしたり、地面に掘った穴やドラム缶の中で燃やす行為は禁止されています。

「ごみの不法投棄・焼却行為(野焼き等)」は法律により禁止されており、違反した場合には、「5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金、またはこれを併科(両方)」といった重い処罰が課せられます。

田畑での焼却などによる悪臭や洗濯物等の汚れに関するご相談が増えています。できる限り焼却施設への直接搬入などの方法で近隣のみなさんが気持ちよく暮らせるようご協力ください。

見つけられた方は、四條畷警察署または下記担当課までご連絡ください。

〈連絡先〉 四條畷警察署 072-875-1234
大東市環境課 072-870-9632 (不法投棄)
072-870-9621 (焼却行為)

